



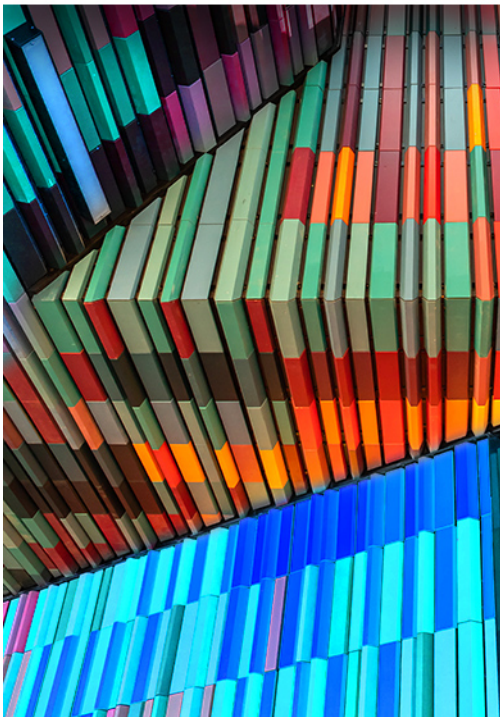
Finance Bill 2020 Highlights



KPMG in Malaysia

17 November 2020

Table of Contents



Business Tax 法人税

法人所得税

- 1 Approved Incentive Scheme (AIS)における優遇税率
- 2 小規模事業者 (SME) 向け税額控除
- 3 特別再投資控除(Reinvestment Allowance: RA)
- 4 研究開発 (R&D) 支出の見直し
- 5 グループ会社間の損益通算制度 (Group Relief) :
グループ会社の定義
- 6 税務上の減価償却費 (Capital Allowance) における
Plant の定義
- 7 REIT/Property Trust Funds (PTF)からの配当にかかる
源泉税
- 8 ラブアン法人に対する支払にかかる損金算入制限

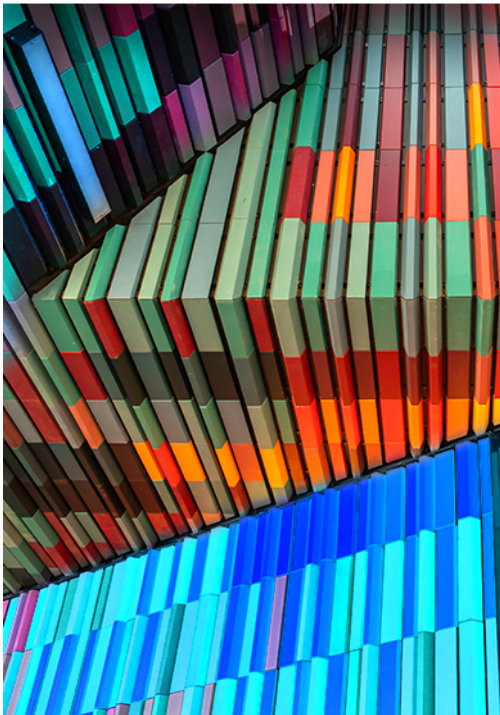
ラブアン税制

- 1 Labuan non-trading activity における「Chargeable
Profit」の定義
- 2 Labuan non-trading activity におけるコントロールおよび
マネジメント要件
- 3 追加更正に対する不服申立
- 4 所得税法に基づく課税の選択
- 5 守秘義務違反に対する罰則

Transfer Pricing 移転価格税制

- 1 移転価格文書を提出できない場合の罰則
- 2 関連者取引のストラクチャーを見直す権限
- 3 移転価格にかかる課税所得の修正に対するサーチャージ

Table of Contents



Personal Tax 個人所得税

- 1 居住者の適用税率変更
- 2 所得控除の新設・増額・対象拡大
- 3 失業補償の所得控除枠の拡大
- 4 私的退職年金スキーム (PRS)、国家教育貯蓄スキーム (SSPN)への拠出金控除の期間延長

Real Property Gains Tax (“RPGT”)

不動産利得税

- 1 ペナルティの免除
- 2 留保金の支払
- 3 RPGT の電子申告
- 4 RPGT 税率の適用区分の見直し
- 5 会社の取締役からの回収

Stamp Duty 印紙税

- 1 デジタルスタンプ
- 2 IRB 長官による印紙税免除権限

Administrative Matter 事務手続関連

- 1 LLP の電子申告
- 2 雇用主による通知
- 3 政府に対する訴訟時の税金支払義務
- 4 出国停止手続きの電子化

Business Tax

法人税



Tai Lai Kok
Executive Director
Head of Tax and Head of
Corporate Tax

Key Message

既に公表されていた様々な新しいインセンティブが法令化されようとしています。ビジネスを成長させるために、どのようなインセンティブを活用することができるかを知ることが不可欠です。

また、法令の要求事項を知ることインセンティブの認可を受けるために非常に重要です。

法人所得税

1 Approved Incentive Scheme (AIS)における優遇税率

下記の企業・個人向けの優遇税率が提案されている。

分類	優遇税率
マレーシア財務省（MOF）に承認された AIS 上の適格事業（AIS 事業）を行っている企業	≤20% (MOF 指定の 条件による)
AIS 事業を行っている企業に雇用されている居住外国人	

AIS 事業とは、製造業・サービス業におけるハイテク事業や、その他マレーシアの経済に寄与する事業である。マレーシア歳入庁（IRB）によると、AIS 事業における優遇税率は、Principal Hub、Global Trading Centre、国家経済回復計画（PENJANA）で公表されたマレーシアへの事業移転にかかる税務インセンティブ及び製薬企業にかかる税務インセンティブを適用している企業が対象になる。

AIS 事業は、他の事業と区別する必要がある。AIS 事業にかかる未使用の繰越欠損金は、AIS 事業にかかる所得に対してのみ使用することができ、AIS 事業以外の所得から控除することはできない。AIS 事業にかかる欠損金の繰越は、AIS 期間の終了時点から 7 年間に制限される。なお、AIS 事業の会計記録は、別個に記録・保存する必要がある。

インセンティブの要件を充たしていない場合、税務インセンティブ期間終了から 5 年以内に、IRB 長官はインセンティブ期間の査定を見直す可能性がある。上記の提案は、賦課年度 2021 から適用となる。

2 小規模事業者 (SME) 向け税額控除



PENJANAにおいて、2020年7月1日から2021年12月31日までに設立、操業開始したSMEに対して、当初3年間、各年度RM20,000の税額控除が提案された。当該税額控除について、Limited Liability Partnerships (LLP)にも対象が拡大される。

当該制度の対象となるSMEに該当する企業又はLLPは、マレーシアで設立され、かつ以下の要件を充たすものとなる。

- a) 事業年度の開始時点で普通株式払込資本金または出資金の額がRM2.5百万以下、かつ
- b) 年間の売上がRM50百万以下

税額控除の金額はRM20,000と、年間の事業経費又は資本的支出の額のいずれか小さい額となる。税額控除の金額が対象年度の税額を超過しても、還付、繰越は認められない。事業年度中に、上記要件を充たさなくなった場合は、当該事業年度および翌年度以降の税額控除は認められない。上記の提案は、賦課年度2021から適用となる。

3 特別再投資控除(Reinvestment Allowance: RA)

現在、再投資控除は、製造業及び特定の農業活動において、要件を充たした拡張、自動化、近代化及び多様化のための再投資に対して、最初の資本的支出がなされた年度から15年間認められている。2016年に、すでにインセンティブ期間が終了している企業の再投資を促進するため、当該企業に対して、賦課年度2018までの3年間の延長措置が認められていた。

今回、賦課年度2020から賦課年度2022において、再び上記の企業に対する特別再投資控除が以下の条件で認められることが提案されている。

現行のインセンティブ期間が 終了する年度	特別再投資控除の対象となる期間
賦課年度2019以前	賦課年度2020、2021、2022
賦課年度2020	賦課年度2021、2022
賦課年度2021	賦課年度2022

上記の提案は、賦課年度2020から賦課年度2022までの期間に適用される。

4 研究開発 (R&D) 支出の見直し

現在、以下の制度が認められている。

- a) 事業に関連して発生した R&D 費用（資本的支出等を除く）の損金算入 [所得税法 34(7)]
- b) 特定の研究機関への寄付金、特定の研究機関・企業のサービス利用のための支払の二重控除 [所得税法 34B]
- c) MOF に認定された R&D 活動を実施する事業者による費用（資本的支出等を除く）の二重控除 [所得税法 34A].

上記の控除を受ける対象者について、現在、非居住者・非居住法人は排除されていないが、今回、居住者・居住法人に限定することが提案されている。

また、上記 c) に関して、現行税法において制限されていない、マレーシア国外で発生した R&D 費用の二重控除につき、下記の制限が提案されている。

- a) 事業年度中の R&D 費用総額のうち、国外で発生した費用の割合が 30%以下の場合、国外・国内含めすべての R&D 支出の二重控除が可能
- b) 事業年度中の R&D 費用総額のうち、国外で発生した費用の割合が 30%超の場合、国外・国内含めすべての R&D 支出について、通常の損金算入のみが可能

上記の提案は、Finance Act2020 の施行から適用となる。

5 グループ会社間の損益通算制度（Group Relief）：グループ会社の定義

現在、以下の条件を充たした場合に、グループ会社間の損益通算制度が適用できる。

- a) 損失計上会社の普通株式の 70%以上を、黒字会社が直接または（マレーシア居住法人の中間持株会社を通して）間接保有している [所得税法 44A(3)(a)]、または
- b) 黒字会社の普通株式の 70%以上を、損失計上会社が直接または（マレーシア居住法人の中間持株会社を通して）間接保有している [所得税法 44A(3)(b)]、または
- c) 黒字会社及び損失計上会社の普通株式の 70%以上を、他のマレーシア居住法人が直接または間接に保有している [所得税法 44A(3)(c)]

今回、上記 c) のケースにおいて、間接保有されている場合の中間持株会社も、マレーシア居住法人でなくてはならないことを明確化することが提案されている。

上記の提案は、賦課年度 2022 から適用される。

6 税務上の減価償却費（Capital Allowance）における Plant の定義

現行の所得税法は、「Plant」を明確に定義しておらず、資産が税務上の減価償却費の対象となる Plant か否かは、実態及び過去の判例に基づき判断されていた。

今回、所得税法上の Plant を「事業に利用する装置（apparatus）であり、建物、無形資産および事業を行う場所として機能する資産は含まない」と定義することが提案されている。

上記の提案は、賦課年度 2021 から適用される。

7 REIT/Property Trust Funds (PTF) からの配当にかかる源泉税

現在、REIT/PTF から出資者への配当にかかる源泉税は、IRB が実務上、当該所得の申告を求めていなかったため、下記の場合を除き、最終課税とみなされている。

- a) 出資者が、所得税法 109D の源泉税の対象とならない居住法人の場合
- b) REIT/PTF が所得税法 61A 条（1）の要件を充たしておらず、免税されていない場合

今回、REIT/PTF からの配当にかかる源泉税を最終課税とする所得税法の改正が提案されている。これにより、源泉税の対象となっている配当は、課税所得から除外されることが明確となる。

上記の提案は、賦課年度 2021 から適用される。

8 ラブアン法人に対する支払にかかる損金算入制限



現在、マレーシア法人から、Labuan Business Activity Tax (Requirements for Labuan Business Activity) Regulations 2018 に規定された実体要件を充たすラブアン法人に対して支払を行う場合、利息費用、リース・レンタル料については 33%、その他の費用については 97%の損金算入が制限されている。

今回、上記の制限が、実体要件を充たしているか否かにかかわらず、すべてのラブアン法人について適用することが提案されている。上記の提案は、2021 年 1 月 1 日から適用される。



Ong Guan Heng

Executive Director
Corporate Tax

Key Message

従前、「Chargeable Profit」は Labuan trading activity を行うラバン法人に対してのみ適用される概念でした。今後「Chargeable Profit」は Labuan Business Activity Tax Act 1990 (LBATA) 上で定義され、Labuan non-trading activity を行うラバン法人に対しても適用されることとなります。そのため、実体要件を充たさないラバン法人は、国外源泉所得、キャピタルゲインにも 24%の税率が課される可能性があります。

ラバン法人を継続するか否か、また、税務の効率性の観点から所得税法の適用を選択するか否かを検討することが肝要となります。

ラバン税制

1 Labuan non-trading activity における「Chargeable Profit」の定義

賦課年度 2020 より、実体要件を充たしていないラバン法人は、「Chargeable Profit」に対して 24%の税率が課されるが、現在、LBATA において「Chargeable Profit」の定義が明確となっていない。

これについて、LBATA 上で「Chargeable Profit」を「監査済財務諸表上の純利益」と定義することが提案されており、これは Labuan trading activity の課税標準と整合している。

これにより、投資事業などを行うラバン法人の、国外源泉所得やキャピタルゲインも「Chargeable Profit」に含まれることになると考えられる。

上記の提案は、賦課年度 2020 から適用される。



2 Labuan non-trading activity におけるコントロールおよびマネジメント要件

現在、ラバン法人が軽減税率（3% or 0%）の適用を受けるためには、フルタイム従業員数及び事業経費の実体要件を充たす必要がある。

一方で、純粋持株会社であるラバン法人は、フルタイム従業員数の要件が免除されているが、事業経費要件に加えて、コントロールおよびマネジメント要件を充たす必要がある。

今回、Labuan non-trading activity を行うラバン法人に対して、フルタイム従業員数および年間事業経費以外に、MOF がコントロールおよびマネジメントに関する要件を定めることが提案されている。

上記の提案は、2021 年 1 月 1 日から適用となる。

3 追加更正に対する不服申立

現在、LBATA に基づく更正に不服があるものは、所得税法に基づき更正を受けた場合と同様に、所得税特別委員会 (Special Commissioners of Income Tax, “SCIT”) の審議を請求することができる。

この取り扱いを追加更正に対しても適用することが提案されており、賦課年度 2020 から適用となる。

4 所得税法に基づく課税の選択

Labuan business activity を行うラバン企業は、各賦課年度の開始から 3 ヶ月以内に、LBATA に基づく課税に代え、所得税法に基づく課税の適用を選択することが認められている。

当該選択の申請書 (Form LE3) 提出期間について、延長する権限を IRB 長官に付与することが提案されている。

上記の提案は、Finance Act 2020 の施行から適用となる。

5 守秘義務違反に対する罰則



LBATA に基づき作成、提出された税務申告、Statutory declaration、その他の情報は秘密情報として取り扱われ、LBATA が認める場合を除き、他に公開してはならないとされている。ただし、この守秘義務は、IRB 長官もしくは租税条約、情報交換協定等で定めるマレーシア国外の監督官庁への情報提供には適用されない。

所得税法の規定に基づいて公務を行う者が、その期間もしくはその後の期間において守秘義務違反を犯した場合、罪に問われることとなる。有罪判決を受けた場合、RM1 百万以下の罰金もしくは 2 年以下の禁固、もしくはその両方が科せられる。

現在、LBATA において罰則が定められていないため、守秘義務違反を犯した者に対して RM20,000 以上の罰金を科すことが提案されている。

また、LBATA の守秘義務条項に違反して提供された税務申告、Statutory declaration、その他の情報を利用もしくは開示した者に対しても、同様の罰則適用が提案されている。この提案は、2021 年 1 月 1 日から適用となる。

Transfer Pricing

移転価格税制



Bob Kee

Executive Director
Head of Transfer Pricing

Key Message

移転価格に関する新たな規定の提案は、移転価格の法令順守がもはや必須であるという、税務当局の強力なメッセージであると言えます。独立企業間原則を順守しなければ、厳しいペナルティが待っています。

1 移転価格文書を提出できない場合の罰則

現在、移転価格文書をタイムリーに提出できない場合（通常、IRB による書面での要求から 30 日以内に提出できない場合）の罰則は、所得税法上定められていない。

期限内に移転価格文書を提出できない場合の罰則が、次のとおり提案されている。

	罰則（案）
所得税法 113B(1) 有罪の場合	<ul style="list-style-type: none"> RM20,000 以上 RM100,000 以下の罰金、または 6 ヶ月以下の禁固、もしくはその両方、かつ 30 日、もしくは裁判所が定めた期間内に移転価格文書を提出すること
所得税法 113B(4) 不起訴の場合	<ul style="list-style-type: none"> RM20,000 以上 RM100,000 以下の罰金
所得税法 113B(5)	<ul style="list-style-type: none"> 納税者は書面により、所得税特別委員会 (SCIT) の審議を請求できる

この提案は、移転価格に関する法令順守を改めて強調するものである。これにより、移転価格文書は必須の文書であり、納税者は罰則を回避するために、タイムリーな移転価格文書作成に最大限の努力を払わなければならないことが明確となった。上記の提案は、2021 年 1 月 1 日から適用となる。

2 関連者取引のストラクチャーを見直す権限

以下の a) 、 b) に該当する場合、IRB 長官は関連者取引のストラクチャーを否認し、見直す権限を有する旨の規定を、従来の Income Tax (Transfer Pricing) Rules 2012 に加え、所得税法に新設することが提案されている。

- a) 取引の形式が経済実態と異なる場合、または
- b) 取引の形式と経済実態は同じであるが、全体としてみた取引のストラクチャーが、経済的に合理的な方法で個々に取引を行った場合と異なり、IRB 長官が適切な移転価格を決定することを妨げている場合

IRB 長官は取引のストラクチャーを否認し、経済的・商業的観点から、独立企業間取引であれば採用されたであろうストラクチャーを反映するように見直すことができる。

これにより、所得税法と Income Tax (Transfer Pricing) Rules 2012 の規定が同じとなり、IRB 長官が取引ストラクチャーを見直す権限を有しているか否かといった論争に終止符が打たれることとなる。

上記の提案は、2021 年 1 月 1 日から適用となる。

3 移転価格にかかる課税所得の修正に対するサーチャージ

現在、税務調査の結果、追加の支払税額が生じた場合においてのみペナルティが課せられ、ペナルティはこの支払税額に応じて計算される。逆に言えば、追加の支払税額が生じなければ、ペナルティは課せられない。

今回、追加の支払税額が生じるか否かにかかわらず、移転価格に関する税務調査により修正された課税所得の最大 5% のサーチャージを課することが提案されている。

サーチャージの導入は、関連者取引は独立企業間価格によるべきという、IRB からの強いメッセージである。

現状、税務インセンティブを享受している企業や、多額の繰越欠損金等を有している企業は、課税所得を修正されても追加の支払税額が生じないことから、関連者取引の妥当性に特段の注意を払っていない可能性があるが、今後は注意が必要である。

上記の提案は、2021 年 1 月 1 日から適用となる。



Personal Tax

個人所得税



Long Yen Ping

Executive Director
Head of Global Mobility
Services

Key Message

COVID-19 パンデミック下の困難な状況において、政府は納税者の金銭的困窮を和らげるためのインセンティブを用意しています。しかしながら、インセンティブを利用する場合、それぞれの要件を充たしているかどうかを確認するとともに、適切なエビデンスを準備することに細心の注意を払わなければなりません。

1 居住者の適用税率変更

居住者の個人所得税率について、課税所得帯 RM50,001~RM70,000 にかかる税率を 1% 引き下げることが提案されている。

	課税所得帯 (RM)	現行税率 (%)	現行支払税額 (RM)	提案税率 (%)	提案支払税額 (RM)	減税額 (RM)
First	5,000	0	0	0	0	-
Next	15,000	1	*150	1	*150	-
First	20,000		*150		*150	-
Next	15,000	3	*450	3	*450	-
First	35,000		600		600	-
Next	15,000	8	1,200	8	1,200	-
First	50,000		1,800		1,800	
Next	20,000	14	2,800	13	2,600	200
First	70,000		4,600		4,400	
Next	30,000	21	6,300	21	6,300	200
First	100,000		10,900		10,700	
Next	150,000	24	36,000	24	36,000	200

First	250,000		46,900		46,700	
Next	150,000	24.5	36,750	24.5	36,750	200
First	400,000		83,650		83,450	
Next	200,000	25	50,000	25	50,000	200
First	600,000		133,650		133,450	
Next	400,000	26	104,000	26	104,000	200
First	1,000,000		237,650		237,450	
Next	1,000,000	28	280,000	28	280,000	200
First	2,000,000		517,650		517,450	
Next	Every next RM	30	30	200

* 課税所得 RM35,000 以下の税額控除 RM400 適用前

これにより、課税所得帯 RM50,000 以上の納税者は、RM200 の減税となる。

上記の提案は、賦課年度 2021 から適用される。

2 所得控除の新設・増額・対象拡大

下表の通り、所得控除の新設・増額・対象拡大が提案されている。

控除項目	控除限度額 (現行) RM	控除限度額 (提案) RM	提案内容及び適用時期
ライフスタイル控除 i. 書籍（含む電子書籍）購入 ii. 新聞購読 iii. PC・スマートフォン・タブレット端末 iv. インターネット使用料 v. スポーツ用品購入 vi. スポーツジム会費	2,500	2,500	当該控除項目に、電子新聞の購読費も対象に追加される。 (賦課年度 2021 から適用)
スポーツ関連費用	-	500	当該控除は、スポーツ用品購入、運動施設利用費、スポーツ大会参加費に対する控除として利用できる。 (賦課年度 2021 から適用)

特別税額控除	-	2,500*	現行のライフスタイル控除に加え、RM2,500を限度として、PC・スマートフォン・タブレット端末の購入費用の控除ができる。2020年6月1日から2020年12月31日までに購入したものが対象となる。 (賦課年度 2020 のみ)
両親のための医療費・介護ケア費用の控除	5,000	8,000	控除限度額引き上げ (賦課年度 2021 から適用)
医療費控除	(a) (b)合計 6,000	(a) (b)合計 8,000	控除限度額引き上げ また、RM1,000を限度として、予防接種費用も医療費控除の対象範囲に追加された。 (賦課年度 2021 から適用)
(a)本人・配偶者・子女の重病医療費、および本人・配偶者の不妊治療費	(6,000)	(8,000)	
(b)健康診断費用	(500)	(1,000)	
配偶者が身障者である場合の追加控除	3,500	5,000	控除限度額引き上げ (賦課年度 2021 から適用)
技術職業訓練・教育研修費控除	7,000	7,000	人的資源省が認可した技能向上・自己啓発コースへの参加費用も、年RM1,000まで控除可能となった。 (賦課年度 2021 及び 2022 のみ)
6歳以下の子供の認定保育施設・幼稚園への支出の控除	2,000	3,000*	控除限度額引き上げ (賦課年度 2021 及び 2022 のみ)
国内旅行に関する支出の控除	-	1,000*	2020年3月1日から、2021年12月31日までの期間の以下の国内旅行に関する支出の控除が認められる。 (i) マレーシア観光芸術文化省に登録された施設への宿泊費用 (ii) 観光施設への入場料 (賦課年度 2020 及び 2021 のみ)

*PENJANA において発表された内容

納税者は、当該所得控除を受けるために、領収書等の証憑を保存しておく必要がある。税務調査の際に証憑が不足していると、所得控除の否認及び納税不足額の100%を上限としたペナルティが課される可能性がある。

3 失業補償の所得控除枠の拡大

現在、失業補償にかかる所得控除は、年間 RM10,000 を限度として認められている。

今回、2020 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までの失業補償については、RM20,000 までの所得控除を認めることが提案されている。

上記の提案は、賦課年度 2020 及び 2021 に適用される。

4 私的退職年金スキーム (PRS)、国家教育貯蓄スキーム (SSPN)への拠出金控除の期間延長

私的退職年金スキーム (PRS)、および国家教育貯蓄スキーム (SSPN)への拠出金控除について、以下のとおり期間の延長が提案されている。

控除項目	控除限度額 (RM)	対象期間 (現行)	対象期間 (提案)
PRS 拠出金	3,000	賦課年度 2021 まで	賦課年度 2025 まで
SSPN 拠出金	8,000	賦課年度 2020 まで	賦課年度 2022 まで

納税者は PRS/SSPN に関する年間の拠出金にかかる証憑を準備する必要がある。

上記の提案は、Finance Act 2020 の施行から適用となる。

Real Property Gains Tax ("RPGT")

不動産利得税

1 ペナルティの免除

現在、マレーシアの不動産または不動産主体会社の株式の取得者は、購入対価の一部を留保し、一定の期間内に IRB に支払う必要がある。処分者からの不正確または誤った情報により当該留保金の徴収及び支払いを行わなかった場合、処分者が支払うべき税金の 10% に相当するペナルティを科される可能性がある。また、この 10% のペナルティは、処分者に関して行われる不動産利得税 (RPGT) の評価額に含まれる。

上記のペナルティの全部または一部を免除し、すでに支払われたペナルティを返金する権限を、IRB 長官に与えることが提案されている。この提案は、2021 年 1 月 1 日から適用となる。

2 留保金の支払

現在、マレーシアの不動産または不動産主体会社の株式の取得者が留保する金額は、処分者が、国民、永住者、マレーシアで設立された会社以外の場合、現金支払額、または購入対価の 7% のいずれか少ない方とされている。

今回、国民、永住者以外の故人の不動産にかかる遺言執行者にも 7% の留保金を適用することが提案されている。この提案は、2021 年 1 月 1 日から適用となる。

3 RPGT の電子申告

現在、タックスエージェント等の代理人が納税者に代わって RPGT の電子申告を認める特段の規定は無いが、代理人が納税者に代わって RPGT の申告を行う場合にも、電子申告を認めることが提案されており、2021 年 1 月 1 日から適用となる。

4 RPGT 税率の適用区分の見直し

現在、不動産および不動産主体会社の株式の処分による譲渡益は、処分者のカテゴリーおよび所有期間に応じて、5%から30%の税率で以下の通り RPGT が課せられる。

処分までの 所有期間	RPGT Rates		
	Part I	Part II	Part III
	個人 – 国民、永住者	マレーシアで設立された会社/ 信託の受託者	左記以外の個人及び会社
3 年以内	30%	30%	30%
4 年以内	20%	20%	30%
5 年以内	15%	15%	30%
5 年超	5%	10%	10%

Societies Act 1966 に基づいて登録されている Society についても Part II に含むことが提案されている。

上記の提案は、2021 年 1 月 1 日から適用となる。

5 会社の取締役からの回収

Real Property Gains Tax Act 1976 に基づいて会社が支払うべき RPGT が支払われていない場合、当該会社の取締役がマレーシアを離れることを禁止することが提案されている。

上記の提案は、2021 年 1 月 1 日から適用となる。

Stamp Duty

印紙税

1 デジタルスタンプ

現行の Stamp Act 1949 には、デジタルスタンプについての具体的規定が存在しないため、デジタルスタンプも従来のスタンプと同様の取り扱いとする改定が提案されている。また「duly stamped」の定義にも、デジタルスタンプを含めることが提案されている。

上記の提案は、2021 年 1 月 1 日から適用となる。

2 IRB 長官による印紙税免除権限

現在、MOF のみが印紙税の免除/軽減の権限を有しているが、IRB 長官に下記の権限を与えることが提案されている。

- a) 貧困を理由とした印紙税の一部または全部の減額
- b) 上記に関連した支払済の印紙税の還付

上記の提案は、2021 年 1 月 1 日から適用となる。

Administrative Matters

事務手続関連

1 LLP の電子申告

現在、LLP は、マニュアル申告または電子申告のいずれかによって税務申告書を提出できるが、LLP の税務申告は、所定の形式に基づき電子申告のみで行うことが提案されている。

上記の提案は、賦課年度 2021 から適用となる。

2 雇用主による通知

所得税法に基づく通知期限にかかる現在の法令文言を、実態に合わせて以下の通り見直すことが提案されている。

事象	通知する Form	現在の文言	提案されている文言
雇用主が個人の雇用を開始する場合	Form CP22	雇用開始から 1 か月以内に書面による通知を提出	雇用開始から 30 日以内に所定のフォームを提出
雇用が終了する場合	Form CP22A / Form CP22B	それぞれの日から 1 か月より前に書面による通知を提出	それぞれの日から 30 日より前に所定のフォームを提出
3 ヶ月以上にわたりマレーシア離れる場合	Form CP21		

さらに、雇用主は、被雇用者が死亡した場合、その事実を知らされた日から 30 日以内に IRB に対して所定のフォームを提出することが提案されている。

事象	通知する Form	現在の規制	提案されている規制
被雇用者の死亡	Form CP22A	所得税法上の規制は無い	被雇用者の死亡の事実を知らされた日から 30 日以内に所定のフォームを提出

上記の提案は、2021 年 1 月 1 日から適用となる。

3 政府に対する訴訟時の税金支払義務



納税者が、法律に基づき政府または IRB 長官に対して訴訟を起こしている場合においても、納税者が支払うべき税金や債務の支払いを猶予しないことが提案されている。

上記の提案は、所得税法、不動産利得税法、石油税法、LBATA に基づく税金/債務に対して、2021 年 1 月 1 日から適用される。

4 出国停止手続きの電子化

現在、IRB 長官は、納税義務がすべて解決されていない場合、納税者がマレーシアを離れるのを防ぐための支援を求めるべく警察長官または入国管理局長に、税金および債務の詳細を含む証明書を発行することがある。

警察長官または入国管理局長への証明書の通知は、電子媒体を介して、または電子送信により発行することが提案されている。

上記の提案は、所得税法、不動産利得税法及び印紙税法に追加され、2021 年 1 月 1 日から適用となる。

KPMG Offices

Petaling Jaya

Level 10, KPMG Tower,
8, First Avenue, Bandar Utama,
47800 Petaling Jaya, Selangor
Tel: +603 7721 3388
Fax: +603 7721 3399
Email: info@kpmg.com.my

Penang

Level 18, Hunza Tower,
163E, Jalan Kelawei,
10250 Penang
Tel: +604 238 2288
Fax: +604 238 2222
Email: info@kpmg.com.my

Kuching

Level 2, Lee Onn Building,
Jalan Lapangan Terbang,
93250 Kuching, Sarawak
Tel: +6082 268 308
Fax: +6082 530 669
Email: info@kpmg.com.my

Miri

1st Floor, Lot 2045,
Jalan MS 1/2,
Marina Square, Marina Parkcity,
98000 Miri, Sarawak
Tel: +6085 321 912
Fax: +6085 321 962
Email: info@kpmg.com.my

Kota Kinabalu

Lot 3A.01 Level 3A,
Plaza Shell,
29, Jalan Tunku Abdul Rahman,
88000 Kota Kinabalu, Sabah
Tel: +6088 363 020
Fax: +6088 363 022
Email: info@kpmg.com.my

Johor Bahru

Level 3, CIMB Leadership Academy,
No. 3, Jalan Medini Utara 1,
Medini Iskandar,
79200 Iskandar Puteri, Johor
Tel: +607 266 2213
Fax: +607 266 2214
Email: info@kpmg.com.my

Ipoh

Level 17, Ipoh Tower,
Jalan Dato' Seri Ahmad Said,
30450 Ipoh, Perak
Tel: +605 253 1188
Fax: +605 255 8818
Email: info@kpmg.com.my

Some or all of the services described herein may not be permissible for KPMG audit clients and their affiliates or related entities.

www.kpmg.com.my/Tax

 facebook.com/KPMGMalaysia

 twitter.com/kpmg_malaysia

 linkedin.com/company/kpmg-malaysia

 instagram.com/kpmgmalaysia

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2020 KPMG Tax Services Sdn. Bhd., a company incorporated under Malaysian law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.